

令和7年4月

物資輸送マニュアル

大規模災害が発生した場合に、被災者の命をつなぐため、一刻も早く確実に救援物資を避難所に届けることが重要である。救援物資を被災者に供給するため、車両の手配、避難所の状況の把握、避難所班との連携、避難所での物資の仕分けなど、速やかな実施を目的に以下に定める。

1 物資輸送班の主な業務

市内の指定避難所が開設された際に、備蓄してある倉庫から、物資を積み込み、指定避難所に輸送し、物資をおろす。

- ・ 渋川市防災備蓄倉庫（旧パースや各地区公民館）に備蓄してある物資は「別紙1」のとおり。
- ・ 指定避難所は「別紙2」のとおり。

2 対応体制

物資輸送班（14人）

（1） 班体制

物資輸送班長	総合政策班長（総合政策部長）が指名する。
輸送体制	① 1班3～4名体制（避難所の開設数により増減する。） ② 輸送を行う者とは別に1、2名が物資の持ち出し品を記録する。
使用車両	基本は4駆車とするが、2駆車の使用も認める。 使用車両の両サイドに危機管理課から貸与された「渋川市災害対策本部物資輸送班」マグネットシートを貼る。
貸与品 装備品	ビブス
手順等	① 物資輸送班長は危機管理課に「本庁南倉庫」、「防災備蓄倉庫」、「使用する車両」の鍵を取りに行く。その時に危機管理係員と各倉庫内にある輸送する物資について確認を行う。 ② 本庁南倉庫内の物資を車両に積み込む。 ③ 防災備蓄倉庫の物資を車両に積み込む。 ※持ち出し品を記録すること。 ④ 物資輸送班長は、物資輸送班の各班に各避難所への割り振りを行い指示を出す。

- ⑤物資輸送班の各班は、避難所の経路を確認し、避難所に向け出発する。
- ⑥各倉庫は、誰もいない時は施錠する。鍵の管理は物資輸送班長が行う。
- ⑦避難所に到着後、避難所班と搬入する物資を確認してから、避難所内に搬入を行う。その際、自治会役員や避難者にも搬入作業の支援を依頼する。
- ⑧避難所を出発する時は、避難所班にその旨を伝える。

(2) 事前の準備

- ①年度始めに防災備蓄倉庫内の備蓄品場所を確認
- ②物資輸送班内での班分け、倉庫から避難所へのルート確認、検討
- ③マニュアルなど書類

(3) 安全の確保

- ①二次的被害を避ける為、身の危険性がある場合は、作業を行わず、安全な場所へ退避をする。
- ②危険の可能性のある経路は避ける。

3 避難所開設時に輸送する物資の基準等

備蓄品の保管場所及び各避難所へ搬入品目 (各避難所の1セット)

場 所	品 目
本庁南倉庫 各公民館 (食料品)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ米 (1袋50食入り) 4箱 計200食 ・カンパン (1箱24食入) 7箱 計168食 ・缶詰パン (1箱24食入) 7箱 計168食 <p>※ 持ち出す前に危機管理係員に必ず確認すること。</p>
防災備蓄倉庫 各公民館 (旧 パース) (食料品以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時用備蓄毛布 (1箱に10枚入) 1箱 ・ワンタッチトイレ 2箱 ・パイプベッド (1箱に2個入) 5箱 ・ワンタッチパーテーション (1箱に3張入) 3箱 ・保存水 (賞味期限が切れるが早いものから24本入り) 8箱

※ 上記以外に必要なと思われる備蓄品については、物資輸送班の判断で行う

ことができるが、その際は、記録をしておくこと。

4 その他

このマニュアルは、避難所開設時のマニュアルであり、指定避難所が長期に渡り開設した場合は、災害対策本部の指示を受けて、追加の備蓄物資、支援物資を輸送を行う。

渋川市防災備蓄倉庫（旧パース）位置図

